(別記様式第1号)

計画策定年度	平成 21 年度
計画改定年度	平成 23 年度
	平成 26 年度
	平成 29 年度
	令和2年度
	令和5年度
計画変更年度	平成 30 年度
	令和元年度
	令和4年度
	令和5年度
計画主体	上越市

上越市鳥獸被害防止計画

<連絡先>

— 農林水産業被害に関する項目 —

担 当 部 署 名 農林水産部農村振興課中山間地域農業対策室

所 在 地 新潟県上越市木田1丁目1番3号

電 話 番 号 025-520-5755

F A X 番号 025-526-6185

メールアドレス nousonshinkou@city.joetsu.lg.jp

— 人身被害に関する項目 —

担 当 部 署 名 環境部環境政策課

所 在 地 新潟県上越市木田1丁目1番3号

電 話 番 号 025-520-5690

F A X 番号 025-520-5852

メールアドレス kankyo@city.joetsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、ノウサギ、アライグマ、キツネ、テン、カラス、アオサギ
計画期間	令和5年度~令和7年度
対象地域	新潟県上越市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和4年度)

(1) 放告の現仏(宣和4年度)						
	被害の現状					
鳥獣の種類	ПП	被害数値				
	品目	被害面積	被害金額			
	水稲、そば、 さつまいも	485.6 a	5,066 千円			
イノシシ	モロヘイヤ、 ユリ、オクラ、 かぼちゃ、くり					
ニホンジカ	さつまいも	被害数值	道は不明			
ツキノワグマ	_	被害数値は不明				
タヌキ ハクビシン	とうもろこし	0.2 a	10 千円			
アナグマ ノウサギ キツネ テン	_	被害数値は不明				
アライグマ	_	被害数値は不明				
カラス	水稲、えだまめ、 とうもろこし	3.0 a	57 千円			
カプス	きゅうり、トマト	被害数値は不明				
アオサギ	_	被害数値は不明				
合計	_	488.8 a	5, 133 千円			

[※] 被害数値については、被害農家から市に対して被害申告のあった面積を全損面積に 換算し、その面積に対し、水稲にあっては地域単収を乗じて得た被害収量にJA仮渡 金を乗じた金額、水稲以外は新潟県野菜栽培指針による単収を乗じて得た被害収量に 販売価格を乗じた金額を被害金額として計上した。

(2)被害の傾向

〇 農作物被害

良齢の種類		
鳥獣の種類	被害の発生時期	被害の発生場所、被害地域の増減傾向等
イノシシ	通年	水稲の踏み倒しや乳熟期の食害、野菜等の掘り起こし等が頻発し、特に水稲は、平成29年度に過去最大面積となる約25haで被害を受け、被害発生地域は市内全域の中山間部から平野部まで拡大している。 また、降雪前の電気柵撤去後に畦畔や農道、水路等の崩壊被害に加え、降雪後も被害が発生している。
ニホンジカ	通年	市南西部では定着や繁殖が確認されており、市内の一部地域では水稲の食害が発生している。繁殖力が高いため、今後、生息頭数の増加により農作物被害が市内全域に拡大することが懸念される。
ツキノワグマ	4月~11月頃	農林水産業等に係る被害情報はないが、出没地域においては、人身被害の危険性から農作物の生産や農地の保全等の農作業に支障が生じることが危惧される。
タヌキ ハクビシン アナグマ ノウサギ	4月~11月頃	農家からの被害情報はあるが、自家消費用野菜 の被害が多く、被害数値は把握できない。被害情 報を受け、被害実態の把握に努める。
アライグマ	不明	令和 2 年度に国立大学法人長岡技術科学大学 が実施した生息状況調査では市内 53 か所で痕跡 を確認しており、金谷区、谷浜・桑取区では捕獲 もされている。繁殖力が高く、国内で急速に生息 域を広げており、今後、市内においても生息頭数 の増加による農作物被害の拡大が懸念される。
キツネテン	不明	これまで農家から家禽の被害情報が寄せられていたが、農業共済組合へ報告されていなかったため、被害数値は把握できていない。被害情報を受け、被害実態の把握に努める。
カラス	5月~11月頃	水稲の被害は、定植後の苗の踏み荒らしであり、植え直しが行われること等により被害数値は 把握できない。また、野菜の食害について、夏から秋にかけ農家から被害情報があるが、自家消費 用野菜の被害が多く、被害数値は把握できない。 被害情報を受け、被害実態の把握に努める。
アオサギ	5月~7月	水稲の苗の定植後から 7 月下旬の水田の中干 しが終わるまでの期間に、踏み荒らし被害が多 い。

〇 人身被害

鳥獣の種類	被害の発生時期	被害の発生場所、被害地域の増減傾向等
		令和2年度の1件以降、人身被害は発生してい
2 13/3/	通年	ないものの、近年は住宅地周辺における出没が増
イノシシ		加し、度々徘徊もみられるなど、被害発生が懸念
		される状況にある。
	4月~12月	令和2年度の1件以降、人身被害は発生してい
ツキノワグマ		ないものの、近年は住宅地周辺における出没が増
		加していることから、被害発生が懸念される状況
		にある。

(3)被害の軽減目標

指標		現状値(令和4年度)		目標値(令和7年度)	
鳥獣の種類	品目	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
	水稲、そば、 さつまいも	485.6 a	5,066 千円	※ 413.0 a	4,300 千円
イノシシ	モロヘイヤ、 ユリ、オクラ、 かぼちゃ、 くり	被害数値がる	下明であるため、	、目標値は設	けない。
ニホンジカ	さつまいも	被害数値がる	下明であるため、	、目標値は設	けない。
ツキノワグマ	_	被害数値が不	下明であるため、	、目標値は設	けない。
タヌキ ハクビシン	とうもろこし	0.2 a 10 千円 被害数値が少数であるため、目標値は設けない。			
アナグマ ノウサギ キツネ テン	_	被害数値が不明であるため、目標値は設けない。			
アライグマ	_	被害数値がる	下明であるため、	、目標値は設	けない。
カラス	水稲 えだまめ とうもろこし	3.0 a	57 千円	被害数値がめ、目標値は	少数であるた は設けない。
	きゅうり トマト 被害数値が不明であるため、目標値は設け				けない。
アオサギ	_	被害数値が不明であるため、目標値は設けない。			
合詞	 	488.8 a 5,133 千円 413.0 a 4,300 千			4,300 千円

[※] イノシシ被害については、現状値の15%削減を目標値とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【農作物被害】 ○ 一般社団法人新潟県猟友会市内各支部(以下「猟友会」という。)による有害鳥獣捕獲 ○ 猟友会への物品の貸与・くくりわな、箱わな等捕獲器具・ 檻作動検知システム機器・業務用無線機	・ 主たる捕獲者の高齢化の進行による担い手不足が懸念されるため、猟友会市内各支部と協力し、若年層を中心とする新しい人材の確保・育成が必要

防護柵の設置等に関する取

- 生息密度調査や被害発生状況を 踏まえた捕獲プランの作成
- 鳥獣被害対策実施隊(市鳥獣特別 捕獲員)(以下「実施隊」という。) の負担軽減に向け、地域住民からな る捕獲サポート隊を組織
- ICT等を活用した捕獲に係る実証 事業の取組
- 猟友会向けの捕獲技術向上研修 会等の開催
- 狩猟免許の新規取得に要する経費の補助

【人身被害】

- ツキノワグマやイノシシによる 人身被害の発生が懸念される場合 は、実施隊による捕獲や資機材によ る追い払い
- 捕獲した個体は、土中埋設、自家 消費又は焼却施設による焼却等、適 正に処理

【農作物被害】

- 被害発生農地に設置する電気柵 の貸与
- 被害発生が予見される農地に電 気柵を設置する費用の補助
- 耐用年数 8 年を経過した電気柵 を更新する費用の補助
- 電気柵設置・管理に関する現地研 修会の開催
- 緩衝帯実証事業の取組

【人身被害】

- ツキノワグマ、イノシシなどの大型野生鳥獣の住宅地周辺への出没を抑制するため、3か所で緩衝帯を整備
- クマによる人身被害防止のため、 学習会の開催
- 広報誌により、クマの生態や誘引 しないための方策、遭遇した時の対 処法等の周知

- ・ 有害鳥獣の捕獲が冬季の銃猟に偏 重し、夏季の捕獲圧が不足すること から、はこ罠、くくり罠による有害鳥 獣の捕獲促進が必要
- ・ 猟友会員の減少と高齢化が進行していることから、捕獲活動における 労力負担の軽減と捕獲頭数増加に向けた効率的な捕獲活動が必要
- ・ 実施隊員の高齢化進行による担い 手不足が懸念されるため、猟友会市 内各支部と協力し、若年層を中心と する新しい人材の確保・育成が必要
- ・ 住宅地周辺での出没増加に伴う捕 獲等に要する経費の増大
- ・ 電気柵を設置した農地では、イノシ シによる農作物被害の発生はなかっ たが、未設置の農地に被害が拡散し ているため、地域の農地を囲う「集落 柵」等電気柵の計画的な設置が必要
- ・ 降雪期は電気柵を撤去するが、小雪 だった場合に畦畔等への被害が甚大 になるため、電気柵の維持管理と農 地被害対策の手法の検討が必要
- ・ 森林経営管理制度による森林整備 事業との連携を見据え、間伐材を利 用した緩衝帯整備の可能性を研究す る必要がある
- ・ 出没抑制効果を高めるため、誘引物 となる放任果樹等の除去の徹底が必 要

生息環境管理その他の取組

【農作物被害】

- 鳥獣を集落に寄せ付けない取組 を広報誌やホームページにより周
- 鳥獣被害対策学習会の開催
- 集落環境診断の実施
- 鳥獣の出没しない環境づくりを 通じた緩衝帯の整備

【人身被害】

○ 大型獣被害対策学習会の開催

- ・ 周知のみに留まり、実効性のある取組が必要
- ・ 鳥獣被害対策学習会では、より関心を高める新たな取組が必要
- ・ 集落環境診断は、期間や時間が長期 にわたることから、集落に負担感の軽 減を図るため、可能な限り簡素化が必 要
- ・ 緩衝帯の整備は地域によって取組 の程度に差が見られ、特に高齢化の進 んだ地域において負担感が生じない 手法等を検討する必要がある
- ・ 主にクマを中心とする出没抑制等 に係る学習会では、より多くの住民か ら関心を持ってもらうための取組が 必要

(5) 今後の取組方針

〇 農作物被害

- ・ 猟友会が通年で実施する有害鳥獣捕獲に加え、これまで市街地での緊急対応 のみ行ってきた実施隊の役割を拡充し、県から移譲を受けた鳥獣保護管理法に 規定する捕獲許可権限に基づいて被害の発生状況等に応じた計画的かつ即応 的な捕獲活動を展開することにより、被害防止に向けた効果促進を図る。
- ・ 実施隊員のわな捕獲技術の向上を図るため、新潟県が開催する研修会へ積極 的に派遣するとともに、上越市鳥獣被害防止対策協議会による研修会を開催 し、活動母体の猟友会会員の更なる捕獲技術の向上を図り、持続可能な捕獲体 制を維持・強化する。
- ・ 集落の実情等を踏まえながら、地域住民からなる捕獲サポート隊を組織し、 日ごろのわなの見回り、給餌といった役割を担ってもらう中で、実施隊員の負 担軽減を図っていく。

・ 効果的・効率的な有害鳥獣捕獲を推進するため、実証事業の効果検証を基に ICT 等を活用した捕獲を推進し、実施隊員一人ひとりの労力の軽減を図り、実 施隊員による罠の設置場所の増加や銃猟による捕獲体制の強化につなげることで、捕獲活動の拡充を図る。

- ・ 有害鳥獣捕獲の担い手を確保するため、新潟県有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業及び鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、第一種銃猟免許や猟銃の所持許可の新規取得や猟銃の新規取得に要する経費を支援するとともに、上越市鳥獣被害防止対策協議会の狩猟免許取得補助金を活用し、わな猟免許、網猟免許、第二種銃猟免許の新規取得に要する経費を支援するほか、猟友会会員の世代交代を見据え、若年層を中心とした新しい人材を確保・育成していくため、生息数が増加傾向にあるイノシシの捕獲活動に対する支援を拡充し、猟友会入会のインセンティブを高める。
- ・ 県主催の研修会等への参加を促進し、被害の防止に有効な取組を指導できる 人材(実施隊員等)を養成していく。
- ・ 一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井で整備を進める「新潟ライフル射撃場(仮称)」において、大型獣の捕獲に有効な大口径ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。

被害防除対策

策

- ・ イノシシの生息数や生息域の変化により、中山間地から平野部へと農作物被害が拡大傾向にある中、農地への侵入を防止するため、電気柵未設置地域において、被害が発生または発生のおそれがある農地に電気柵を設置する。
- ・ 農地への侵入防止効果を持続させるため、耐用年数を経過し老朽化した電気 柵の更新を支援する。
- ・ 既に電気柵を設置している地域では、電気柵の管理が十分に行われず、イノシシによる農作物被害の発生が一部見受けられることから、電気柵の侵入防止効果の徹底を図るため、被害発生地区において、電気柵の機能診断を行い、その結果を踏まえて、適正な設置・管理方法に関する研修会を開催する。

- 6 -

土息環境管理

- ・ 鳥獣が出没しにくい環境づくりに向けて、全市域を対象とした「鳥獣被害対 策学習会」を開催し、地域住民を対象に有害鳥獣の生態等の基礎知識の習得を 進め、地域ぐるみの取組に向けた意識啓発を図る。併せて、鳥獣被害が多発又 は発生が懸念される集落において、外部専門家を招聘し、集落ぐるみの主体的 な環境整備に向けた実践研修となる「集落環境診断」を開催する。なお、他の 集落関係者も参集し、面的な取組拡大を進めていく。
- ・ さらに、既に集落環境診断を実施した地域に対しては、対策を実施するため の具体的な行動計画づくりを進め、問題点や課題などの整理と役割分担等を明 確にし、住民主体の体制づくりと実践を支援していく。
- ・ 里山から農地への侵入を抑制するため、集落環境診断等を踏まえて里山と人の生活圏との境界域において雑木伐採ややぶ刈り等を行い、緩衝帯を整備する。

〇 人身被害

意識啓発

- クマの生息域を周知するための看板を設置し、市民に注意を喚起する。
- ・ 鳥獣の生態や獣害対策の外部有識者を鳥獣被害対策アドバイザーとして委嘱し、施策への参画や学習会の講師を依頼する。
- ・ 誘引物の除去等適正処理や緩衝帯整備を促進するため、クマ学習会を開催する。

出没抑

制

- ・ 市鳥獣被害防止対策協議会が実施した鳥獣の生息密度調査の結果を活用し、 有害鳥獣の捕獲や出没抑制対策の効果的な実施方法を検討する。
- ・ 住宅地周辺への大型獣の出没を抑制するため、鳥獣の出没が多い地域において、林床の草刈等による緩衝帯を整備する。
- ・ 「クマ類の出没に対応する体制構築事業(環境省事業:令和4~6年度)」 を活用し、県(事業主体)と連携して、ツキノワグマの住宅地周辺への移動ルートの解明、ゾーニング管理の導入等を進め、住宅地周辺への出没を抑制する。

捕獲体制

整

- ・ 住宅地周辺にイノシシが出没した場合、事態を早期に収束させるため、囲い 込み等に必要な備品を整備する。
- ・ 住宅地周辺における大型獣の出没や徘徊等により人身被害の発生が懸念される場合、県から移譲を受けた鳥獣保護管理法に規定する捕獲許可権限に基づいて、迅速に捕獲体制を構築し、麻酔銃などを用いて事態を早期に収束させる。
- 「クマ類の出没に対応する体制構築事業」により、人身事故防止のため、ツキノワグマの追い払いや放獣等に総合的に対応できる体制を構築する。
- ・ 住宅地周辺における大型獣の出没や徘徊等に対応するため、ドローンを利用 した捜索や追跡等を実施する。
- ・ 一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井で整備を進める「新潟ライフル射撃場(仮称)」において、大型獣の捕獲に有効な大口径ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

	•
捕獲者	取組内容、役割
猟友会	全市的な有害鳥獣捕獲活動の展開
実施隊	・ 集落等からの要請と協力に基づく効果的な捕獲活動の展開 ・ 人身被害防止のための緊急的な捕獲(ライフル銃を含む銃 器又は罠による捕獲を実施。)
捕獲サポート隊	・ 実施隊の捕獲活動をサポートする集落協力者からなる捕獲サポート隊を組織

(2) その他捕獲に関する取組

	雙に関する取組 ┃ およれる 自当は	压如上去
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ	・ 捕獲に従事する実施隊員及び猟友会に対し、必要
	ニホンジカ	な資機材を貸与する。
	タヌキ	・ 効率的かつ効果的な捕獲に向け、生息密度調査や
	ハクビシン	被害発生状況など各種データを整備・活用する。
	アナグマ	・ わなによる捕獲技術を高めるため、実施隊員を研
	ノウサギ	修会に派遣する。
	アライグマ	・ 有害鳥獣捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許
	キツネ	の新規取得や猟銃の新規取得に要する経費を補助
	テン	する。
	カラス	
	アオサギ	
令和6年度	イノシシ	・ 捕獲に従事する実施隊員及び猟友会に対し、必要
	ニホンジカ	な資機材を貸与する。
	タヌキ	・ 効率的かつ効果的な捕獲に向け、生息密度調査や
	ハクビシン	被害発生状況など各種データを整備・活用する。
	アナグマ	わなによる捕獲技術を高めるため、実施隊員を研
	ノウサギ	修会に派遣する。
	アライグマ	・ 有害鳥獣捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許
	キツネ	の新規取得や猟銃の新規取得に要する経費を補助
	テン	する。
	カラス	
	アオサギ	
令和7年度	イノシシ	・ 捕獲に従事する実施隊員及び猟友会に対し、必要
	ニホンジカ	な資機材を貸与する。
	タヌキ	効率的かつ効果的な捕獲に向け、生息密度調査や
	ハクビシン	被害発生状況など各種データを整備・活用する。
	アナグマ	わなによる捕獲技術を高めるため、実施隊員を研
	ノウサギ	修会に派遣する。
	アライグマ	・ 有害鳥獣捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許
	キツネ	の新規取得に要する経費を補助する。
	テン	2.1., 2 0.1, 2 1 2 1 1 2 1 1 1 1 2 1 2 1 1 1 1 2 1 2 1 1 1 1 2 1
	カラス	
	アオサギ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

3)対象鳥獣の捕獲計画			
捕獲計画数等の設定の考え方			
イノシシ	令和3年度は豚熱や大雪等により、一時的に捕獲頭数が減少したが、4年度は元年度の捕獲頭数(757頭)と同数程度の見込であり、今後も増加が予想されることから、5年度の捕獲計画数は過去の増加率を勘案した890頭(4年度捕獲計画数1,000頭)とする。また、狩猟免許の取得補助により捕獲の担い手確保を図っていることや、実施隊員が研修会に参加し、捕獲技術の向上が図られることで捕獲頭数の増加を見込み、令和6年度以降は、令和5年度の計画値から100頭ずつの増とする。 人身被害防止を目的とした捕獲については、必要な数とする。 市内一部地域では定着・繁殖が確認されており、水稲の食害が発生		
二ホンジカ	している。また、繁殖力が高いため、今後生息頭数の増加による農作物被害の拡大が懸念される中、令和元年度以降の捕獲頭数が増加傾向にあり、令和元年度から3年度までの捕獲実績が各年度において約50頭ずつ増加していることから、5年度は4年度捕獲計画頭数に50頭を加えた150頭とし、6年度以降も同程度の増加を見込み、対前年度比50頭の増加とする。		
ツキノワグマ	第三期新潟県ツキノワグマ管理計画を踏まえ、安定的な地域個体 群の保全と人身被害の防止を両立させるため、予察捕獲を含め必要 最小限とする。		
タヌキ ハクビシン アナグマ ノウサギ キツネ テン	タヌキ、ハクビシン、アナグマ、ノウサギによる農作物被害や、キツネ、テンによる家禽の被害は引き続き発生していることから、小動物の捕獲を推進することとし、令和4年度の捕獲計画頭数と同数の300頭とする。		
アライグマ	特定外来種であるアライグマは、繁殖力が高く、国内で急速に生息域を広げており、今後市内においても生息頭数の爆発的な増加による農作物被害の発生が懸念されることから、捕獲計画頭数の上限を設けず、生息頭数0を目指す。		
カラス	市内の一部で定植後の水稲苗の踏み荒らしや野菜の食害が発生しているほか、生活環境への被害が発生するおそれがある。捕獲実績を踏まえ、令和4年度計画数から500羽減の200羽とする。		
アオサギ	被害が今後も継続し、耕作者の意欲減退が進むおそれがあることから、捕獲を進めるが、過度な捕獲は地域個体群の維持に影響を及ぼす可能性があるため、水田の中干しが終了する7月下旬頃までを目途に20羽とする。		

社 名自坐	捕獲計画数等			
対象鳥獣	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
イノシシ	890 頭	990 頭	1,090 頭	
ニホンジカ	150 頭	200 頭	250 頭	

ツキノワグマ	必要最小限の数	必要最小限の数	必要最小限の数
タヌキ ハクビシン アナグマ ノウサギ キツネ テン	300 頭	300 頭	300 頭
アライグマ	特定外来種であり、生息頭数 0 頭を目指し捕獲する。		
カラス	200 羽	200 羽	200 羽
アオサギ	20 羽	20 羽	20 羽

捕獲等の取組内容

【捕獲手段】

銃猟(ライフル銃を含む)、わな猟及び網猟による捕獲

【捕獲の実施予定時期】

被害が発生する夏季はわな猟を中心とし、藪がなく視界が明瞭で、かつイノシシの痕跡を発見することが容易な降雪期は銃猟を中心に実施する。

人身被害発生のおそれがある場合は、ライフル銃を含む銃器又はわなによる捕獲を適宜実施する。

【捕獲予定場所】

市内全域で捕獲を実施するほか、被害の発生や目撃が相次ぐ地域などで重点的に捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

【必要性】

市内では、イノシシやニホンジカによる農作物被害が増加傾向にあることや、住宅 地周辺へのツキノワグマなど大型野生鳥獣の出没が増加し、人身被害の発生が懸念さ れることから、これらの被害を防止するため、捕獲が必要である。

捕獲に当たっては、対象鳥獣、実施時期及び実施場所等に応じて効果的かつ実施可能な捕獲方法を採用するが、スラグ弾では半矢となるおそれがある場合などでは、ライフル銃の使用が必要となる。

【取組内容】

イノシシ等に対しては、主に降雪期に実施する捕獲で使用する。降雪期以外では、住宅地周辺で徘徊した個体などに対し、銃による捕獲が安全上支障ない場合に限り、必要に応じて使用する。

ツキノワグマに対しては、主に3月下旬から5月下旬までの連続した1か月で実施する予察捕獲で使用する。予察捕獲以外では、住宅地周辺に出没した個体などに対し、 銃による捕獲が安全上支障ない場合に限り、必要に応じて使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	<u>_</u>

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

牡 布 白 趾	整備内容						
対象鳥獣	令和5年度		令和6年度		令和7年度		
イノシシ	電気柵 80,000m		電気柵	105, 000m	電気柵	110,000m	

[※] 被害発生が予見される農地に設置する予防的な電気柵及び法定耐用年数8年を経過した電気柵を更新するものを含む。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

社 色 单 44	取組内容						
対象鳥獣	令和5度	令和6年度	令和7年度				
イノシシ	・ 地域住民による電気	・ 地域住民による電気柵の管理・運営					
ニホンジカ	電気柵設置・管理/	こ関する現地研修会の開作	崔				
タヌキ	鳥獣被害対策を指導	算する人材 (実施隊員等)	の養成				
ハクビシン							
アナグマ							
ノウサギ							
アライグマ							
キツネ							
テン							
ツキノワグマ	衝帯(電気柵設置、流・ 市民による誘因物のため、学習会の開催・ 資機材(爆音機)に・ 安全メール、防災行び注意喚起	を抑制するため、出没が可川の藪払い、林床の下の除去等適正処理や緩衝 こよる追い払い では無線、市ホームページ	草刈り)を整備 帯整備の取組促進の 等による情報提供及				

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

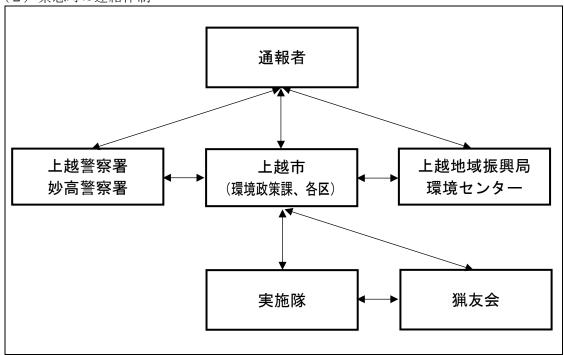
年度	対象鳥獣	一番の正旭永に関する事項 取組内容
令和 5 年度	イノシシ ニホンジカ	【鳥獣被害対策学習会】 ・ 鳥獣被害対策の意識醸成を高めるため、座学のほか、実践を見据えたフィールドワークを組み込み、地域における鳥獣被害対策の取組が、さらに推進されるよう、学習会を開催する。
		 【集落環境診断】 ・ 鳥獣の出没しにくい環境をつくるため、集落ぐるみの鳥獣被害対策を進める集落環境診断を全市的に展開し、地域ぐるみの自発的な取組が面的に展開されるよう、推進する。 ・ 集落環境診断を通じて関係機関の連携により緩衝帯の整備を進める。
令和6年度	イノシシ ニホンジカ	 【鳥獣被害対策学習会】 ・ 鳥獣被害対策の意識醸成を高めるため、座学のほか、実践を見据えたフィールドワークを組み込み、地域における鳥獣被害対策の取組が、更に推進されるよう、学習会を開催する。 【集落環境診断】 ・ 鳥獣の出没しにくい環境をつくるため、集落ぐるみの鳥獣被害対策を進める集落環境診断を全市的に展開し、地域ぐるみの自発的な取組が面的に展開されるよう、推進する。 ・ 集落環境診断を通じて関係機関の連携により緩衝帯の整備を進める。
令和7年度	イノシシ ニホンジカ	 【鳥獣被害対策学習会】 ・ 鳥獣被害対策の意識醸成を高めるため、座学のほか、実践を見据えたフィールドワークを組み込み、地域における鳥獣被害対策の取組が、更に推進されるよう、学習会を開催する。 【集落環境診断】 ・ 鳥獣の出没しにくい環境をつくるため、集落ぐるみの鳥獣被害対策を進める集落環境診断を全市的に展開し、地域ぐるみの自発的な取組が面的に展開されるよう、推進する。 ・ 集落環境診断を通じて関係機関の連携により緩衝帯の整備を進める。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割		
新潟県上越地域振興局健康福祉環境部	関係機関との連絡調整、注意喚起、鳥獣被		
環境センター	害防止に関する指導・助言		
上越警察署、妙高警察署	関係機関との連絡調整、注意喚起、鳥獣被		
上咫言祭者、炒向言祭者	害防止に関する指導・助言		
 上越市(環境政策課、各区総合事務所)	関係機関との連絡調整、注意喚起、捕獲許		
工题印(绿境政界球、省区総百事物別)	可(環境政策課)		
猟友会	鳥獣捕獲の実施		
実施隊	対象鳥獣の捕獲		

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、「8」に記載した資源としての利用のほか、資源利用に適さない鳥獣や適切な処理ができなかったものについては、埋設処分、自家消費又は上越市クリーンセンターにおける焼却により適切に処理する。

- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	民間所有の獣肉処理加工施設と連携し、処理頭数確保に向けた猟友会					
	への搬	への搬入の働きかけや、市民や市内飲食店の意識啓発を図るためのジ				
	ビエ肉	ビエ肉の無償提供や料理講習会を通じて、ジビエの利用促進を図る。				
	【市内の民間獣肉処理加工施設における年間処理頭数の現状と目標】					
		対象鳥獣	現状 令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標 令和7年度
	処理 頭数	イノシシ	23 頭	25 頭	30 頭	35 頭
ペットフード	_					
皮革						
その他 (油脂、骨製 品、角製品、動 物園等でのと 体給餌、学術 研究等)				_		

(2) 処理加工施設の取組

市におけるジビエの方向性や方策などを検討する中で、処理加工施設やジビエカーの整備についても併せて検討していく。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

安全・安心な供給に向け、狩猟者や飲食店などジビエを取り扱う関係者に対し、学習会などを通じて衛生管理のガイドラインに沿った処理を行うよう周知する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称 上越市		市鳥獸被害防止対策協議会
構成機関の名称		役割
上越市 (協議会事務局)		協議会の連絡・調整
猟友会(上越支部、直江津支部、 柿崎支部、東頚城支部、西頸城支 部、くびき野支部)		捕獲による個体数調整
えちご上越農業協同組合		農家組合を通じての農作物被害の把握・情報発信
新潟県農業共済組合上越支所		水稲共済に係る農作物被害状況及び鳥獣被害防止 関連情報の提供
被害実績のある集落		農作物被害情報の提供
上越市農業委員会		遊休農地の情報提供、農業委員を通じての農作物 被害の把握・指導
上越警察署、妙高警察署		人身事故防止と安全確保

(2) 関係機関に関する事項

構成機関の名称	役割
上越地域振興局農林振興部	鳥獣被害対策関連情報の提供及び指導、近隣市 との連携による鳥獣被害対策の効果促進
上越地域振興局健康福祉環境部 環境センター	鳥獣被害対策関連情報の提供及び指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

猟友会各支部長等からの推薦に基づき、市長が任命する「上越市鳥獣特別捕獲員(市 非常勤特別職)」を実施隊と位置づけ、人身被害防止のための緊急的な有害鳥獣捕獲及 び農作物被害防止のための場所・時期を特定した捕獲を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・ 被害集落などが猟友会と連携し、地域が主体的に取り組む被害防止体制を構築する。
- ・ 住宅地周辺での出没、徘徊等による人身被害発生のおそれがある場合は、資格を有 する事業者へ麻酔銃による捕獲を依頼する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

上越市鳥獣被害防止対策協議会と関係機関が連携し情報を共有するとともに、地域が 一体となった有効な被害防止対策を推進する。